

平成 18 年 6 月 9 日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社

代表取締役社長 山口浩行

(コード番号：3390)

問合せ先 経営企画部長 吉永和弘

電話番号 03-3568-1305

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 9 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図ると共に、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の削減を図るため、現行定款第 4 条（変更案第 5 条）を変更し、公告方法として電子公告を採用するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第 5 条（変更案第 6 条）に定める当社の発行する株式の総数を 1 8 6 , 9 3 6 株から 2 3 4 , 9 3 6 株に増加させるものであります。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、株主総会の招集地が自由化されます。これに伴い、より多くの株主の皆様は株主総会へご出席いただくため、利便性等を踏まえ、招集地の範囲（変更案第 12 条第 2 項）を定めるものであります。
- (5) 取締役会の審議の充実、経営の意思決定の迅速化及び取締役に対する監督機能の強化を図るため、現行定款第 15 条に定める取締役の員数を 10 名以内から 7 名以内に削減するものであります。
- (6) 取締役の退任が一時期に集中することを避け、円滑な会社運営に資するため、「増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。」とする現行定款第 17 条第 2 項の任期の調整規定を削除するものであります。

(7) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ①インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところにより、みなし提供できるようにするための規定(変更案第14条)を新設するものであります。
- ②取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定(変更案第24条第2項)を新設するものであります。
- ③社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、当該規定(変更案第38条第2項)を新設したいと存じます。また併せて会計監査人についても独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、会計監査人との賠償責任限度契約を可能とする規定(変更案第42条)を新設するものであります。
- ④その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当会社の定款には以下の定めがあるものとみなされております。
 - (i) 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。(変更案第4条)
 - (ii) 当会社は株券を発行する旨の定め。(変更案第8条)
 - (iii) 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。(変更案第10条)
- ⑤上記④(i)により、会計監査人の章及び規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催日 | 平成18年6月28日(水曜日) |
| (2) 定款一部変更の効力発生日 | 平成18年6月28日(水曜日) |

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社と称し、英文では、Universal Solution Systems Inc. と表示する。</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>インターネットのアクセスサービス業務</u> 2. <u>インターネットの接続仲介業</u> 3. <u>インターネットのホームページの企画立案</u> 4. <u>コンピュータ及び周辺機器の販売</u> 5. <u>インターネットを利用した各種情報資料の収集、提供業務</u> 6. <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守、ならびにそれらネットワークを利用した商品の売買</u> 7. <u>コンピュータによる顧客管理に関するソフトウェアの設計、開発、運用及び保守</u> 8. <u>物流システムの設計、開発、運用及び保守</u> 9. <u>マーケティングリサーチの請負及びこれらに関するコンサルティング業務</u> 10. <u>食料品、日用品雑貨の仕入、配送手配、販売</u> 11. <u>酒類の販売</u> 12. <u>古物の売買</u> 13. <u>コンピュータのシステム又はプログラムの設計技術者の派遣</u> 14. <u>前各号に付帯する一切の業務</u> 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>情報処理サービス業並びに情報提供サービス業</u> 2. <u>アプリケーションサービスプロバイダー事業</u> 3. <u>ソリューションシステムの設計、開発、保守、販売</u> 4. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u> 5. <u>コンピュータを用いたシステムの分析、設計、開発、運用、保守、販売</u> 6. <u>コンピュータ及び周辺機器の販売</u> 7. <u>各種マーケティング業及び各種コンサルティング業</u> 8. <u>コンピュータのシステム又はプログラムの技術者の派遣</u> 9. <u>特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、版権、コンピュータソフトウェアの売買</u> 10. <u>コストダウンサービス事業</u> 11. <u>食料品・一般日用品・事務用品・備品・消耗品等の販売及び売買の仲介・斡旋</u> 12. <u>酒類の販売</u> 13. <u>古物の売買</u> 14. <u>物流システムの設計、開発、運用及び保守</u> 15. <u>商品の販売に関する代理、仲立業務</u> 16. <u>通信販売に関する業務</u> 17. <u>広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売</u> 18. <u>損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関</u>

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を、東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p><u>する業務</u> 19. <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u> 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 <u>当社が発行する株式の総数は、186,936株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、234,936株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において<u>議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p><u>(株券の発行)</u> 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u> (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株について名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿及び端株ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、<u>端株原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<h3>第 3 章 株 主 総 会</h3>	<h3>第 3 章 株 主 総 会</h3>
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>株主総会は、東京都区内において招集する。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>
	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが</u></p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の普通決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した総株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 14 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印もしくは電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 15 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、決議権ある総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 17 条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取</p>	<p>できる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 18 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 22 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、<u>出席した取締役及び監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、<u>出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第 23 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 24 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 25 条 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>行う。</p> <p>2 <u>前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員数) 第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>(員数) 第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法) 第 27 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)</u>を選任することができる。</p> <p>3 監査役及び補欠者の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>4 <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初</u></p>	<p>(選任方法) 第 30 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>5 補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p>
<p>2 補欠として選任された監査役の任期及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役</u>の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役は、<u>互選による常勤の監査役</u>を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) 第 32 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する</u>。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を<u>軽</u>ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 33 条 (現行どおり) 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第 32 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第 35 条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬及び退職慰労金) 第 34 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。 2 法令または定款に定める監査役の</p>	<p>(報酬等) 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる</u></p> <p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 35 条 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（監査役の責任免除）</p> <p>第 38 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>（選任方法）</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>（任期）</p> <p>第 40 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>（報酬等）</p> <p>第 41 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>（会計監査人の責任免除）</p> <p>第 42 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(<u>営業年度及び決算期</u>) 第 36 条 当社の<u>営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(<u>利益配当金</u>) 第 37 条 当社の<u>利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>) 第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(<u>配当金の除斥期間</u>) 第 39 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(<u>事業年度</u>) 第 43 条 当社の<u>事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当</u>) 第 44 条 <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(<u>中間配当</u>) 第 45 条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(<u>剰余金の配当等の除斥期間</u>) 第 46 条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>